

# 岡山県公報

発行  
岡山県  
岡山市内山下  
二丁目4番6号  
定価 1箇月2,330円

## 目次

○保安林の指定予定……………	七〇二	○飼料試験結果の公表……………	七〇三
○土地改良事業計画の変更の認可……………	七〇二	○選挙管理委員会……………	七〇三
○貸付金の償還金の収納事務の委託……………	七〇二	○公職選挙法事務取扱規程の一部改正……………	七〇四
○開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了……………	七〇三	○農業委員会委員選挙執行規程の一部改正……………	七〇四
○土地改良区の定款変更の認可……………	七〇三	○海区漁業調整委員会委員選挙執行規程の一部改正……………	七〇四
○大規模小売店舗の変更の届出の縦覧……………	七〇三	○不在者投票を行うことができる施設の指定の一部改正……………	七〇四
		(以上県例規集登載)	

## 告示

●岡山県告示第五百四十六号  
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。  
 平成十八年十月二十四日

岡山県知事 石井正弘

- 一 保安林予定森林の所在場所  
 新見市神郷高瀬字高畑三五四四の二、英田郡西栗倉村大字長尾字佐淵大途上ノ谷一四一七の三、一四一七の五二、一四一七の八四、一四一七の八五、一四一七の八七から一四一七の九三まで

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字高畑三五四四の二・字佐淵大途上ノ谷一四一七の三（以上二筆について次の

図に示す部分に限る。）  
 (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
 (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
 次のとおりとする。  
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁並びに新見市役所及び西栗倉村役場に備え置いて縦覧に供する。）

一 保安林予定森林の所在場所

- 津山市坪井下字寺ノ奥五四七の一三から五四七の一五まで、美作市野原字橋ノウヘ一五の二、字ウルシガ途三三、字堂鎮河内五五の一、五七の二、字森木ノ元六四の二、六四の五、字下モノウエ六五、字淵ノウヘ六九、七一、字淵ノ西七二、七三、八〇の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字寺ノ奥五四七の一四・五四七の一五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）  
 字橋ノウヘ一五の二、字ウルシガ途三三、字堂鎮河内五五の一、五七の二、字森木ノ元六四の二、六四の五、字下モノウエ六五、字淵ノウヘ六九、七一、字淵ノ西七二、七三、八〇の一

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）  
 ●岡山県告示第五百四十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第一項の規定により協議のあった土地改良事業計画の変更について、同条第五項において読み替えて準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次のとおり同意した。

平成十八年十月二十四日

岡山県知事 石井正弘

一 土地改良事業を行う者の名称  
新見市

二 地区名及び工種  
地区名  
宮脇地区  
工種  
ほ場整備

三 同意年月日  
平成十八年十月十一日

●岡山県告示第五百四十八号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、貸付金の償還金の収納の事務を次のとおり委託した。

平成十八年十月二十四日

岡山県知事 石井正弘

一 委託した事務の内容

岡山県林業・木材産業改善資金貸付規則(平成十五年岡山県規則第八十一号)に基づく貸付金の償還金に係る収納の事務

二 委託した収入の種類  
貸付金の償還金

三 委託を受けた者の所在地及び名称  
苫田郡鏡野町井坂五二三番七

四 委託を受けた事務を行う場所  
作州かがみの森林組合

五 委託の開始日  
平成十八年十月一日

公 告

(五三) 次の者に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成十八年十月二十四日

岡山県知事 石井正弘

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
総社市上林字佳美林三七―二

二 許可を受けた者の住所及び氏名  
倉敷市安江五〇―一六〇 市営中州住宅二二―五〇五

三 許可番号  
小山 邦彦

岡山県指令建指第九号

(五五) 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成十八年十月二十四日

岡山県知事 石井正弘

一 土地改良区の名称  
勝英土地改良区

二 認可年月日  
平成十八年十月四日

岡山県知事 石井正弘

(五六) 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十八年十月二十四日

岡山県知事 石井正弘

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 ヤングタウン

所在地 岡山市駅元町一番街地下二号

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名  
名称 株式会社岡山ステーションセンター

住所 岡山市駅元町一―二〇―一

代表者の氏名 代表取締役社長 高橋 司

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名(イルヤ株式会社を削除し、株式会社玉屋を追加するものである。)

(変更前)

ア 名称 イルヤ株式会社

住所 岡山市表町二丁目六一―五一

代表者の氏名 代表取締役 榎本 尚徳

イ ほか十社

(変更後)

ア 名称 株式会社玉屋

住所 大阪府大阪市中央区心斎橋二丁目二―二二

代表者の氏名 代表取締役社長 竹田 進一

イ ほか十社

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称  
 (変更前) 創作屋ブティック株式会社  
 (変更後) イソーラブティック株式会社
- 4 変更年月日  
 (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名 平成十八年九月十五日  
 (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称 平成十八年二月二十日  
 二届出年月日  
 平成十八年十月十七日
- 三 縦覧の期間及び場所

- 1 縦覧の期間  
 平成十八年十月二十四日から平成十九年二月二十四日まで
- 2 縦覧の場所  
 岡山県産業労働部経営支援課
- (三七) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第一項の規定により平成十八年七月及び八月に収去した飼料の試験結果の概要は、次のとおりである。  
 平成十八年十月二十四日

岡山県知事 石井正弘

1 栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造年月	試験結果の概要										備考
				粗たん白質(%)	粗脂肪(%)	粗繊維(%)	粗灰分(%)	カルシウム(%)	リン(%)	TDN(%)	ME(kcal/kg)			
シェンエー西日本くみあい飼料(株)TMR岡山県真庭市草加部1810-5	同	くみあい配合飼料カエットらくらくゴール	18年6月	9.1	2.6	8.9	4.1	0.52	0.25	41.4				
中部飼料(株)水島工場岡山県倉敷市水島海岸通3丁目1番3	同	マール中印子豚育成用配合飼料ニューハイニック	18年7月	17.4	5.2	2.2	4.0	0.70	0.50	79.0				
同上	同	マール中印大さう用配合飼料大す名人14	18年7月	14.9	4.3	3.1	5.5	1.18	0.56		2,761			
同上	同	マール中印ほ乳期子豚育成用配合飼料ヒュラフロⅢ	18年7月	18.3	6.0	1.9	4.3	0.70	0.58	80.0				
日本農産工業(株)水島工場岡山県倉敷市児島塩生2767-68	同	ノーサン印成鶏飼育用配合飼料S-EイトB	18年8月	18.8	5.0	2.1	10.5	3.35	0.56		2,800			
同上	同	ノーサン印ゾロイラー肥育後期用配合飼料ヒュラB	18年8月	18.4	7.9	1.7	4.6	0.83	0.66			3,250		

注1：飼料の名称の欄中「◎」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第27条第1項に基づき規格適合表示飼料であることを示す。  
 注2：試験結果の概要の欄には、個別検査項目別に試験結果を示し、違反が認められた場合は、備考欄にその内容を示す。

同上	同左	ノーサン印肉豚肥育配 合飼料 50キログラム	18年 8月	16.3	5.0	2.3	3.9	0.69	0.46	78.6	
----	----	------------------------------	-----------	------	-----	-----	-----	------	------	------	--

**選挙管理委員会**

●岡山県選管告示第七十一号  
 公職選挙法事務取扱規程（昭和五十一年岡山県選管告示第三十四号）の一部を次のように改正する。

平成十八年十月二十四日

岡山県選挙管理委員会

委員長 水 川 武 司

様式第四十五号中「身体障害者更生援護施設」を「身体障害者支援施設」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

●岡山県選管告示第七十二号

農業委員会委員選挙執行規程（昭和三十一年岡山県選管告示第十二号）の一部を次のように改正する。

平成十八年十月二十四日

岡山県選挙管理委員会

委員長 水 川 武 司

第一条中「身体障害者更生援護施設」を「身体障害者支援施設」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

●岡山県選管告示第七十三号

海区漁業調整委員会委員選挙執行規程（昭和三十三年岡山県選管告示第三十三号）の一部を次のように改正する。

平成十八年十月二十四日

岡山県選挙管理委員会

委員長 水 川 武 司

第一条中「身体障害者更生援護施設」を「身体障害者支援施設」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

●岡山県選管告示第七十四号

平成二年岡山県選管告示第八十一号（不在者投票を行うことができる施設の指定）の

一部を次のように改正する。  
 平成十八年十月二十四日

岡山県選挙管理委員会

委員長 水 川 武 司

表身体障害者更生援護施設の項中「身体障害者更生援護施設」を「身体障害者支援施設」に改める。